第十三条中「及び第三項（いずれも同法第二十五条第三号、第六号、第十二号及び第十三号の事項に係る定款の変更に係る部分を除く。）」を「、第三項及び第五項」に改め、「並びに第九十一条第二号」の下に「及び第三号」を、「同条第三項」の下に「及び第五項」を加え、「とする」を「と、同条第三号中「第四十六条第五項」とあるのは「第四十六条第五項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする」に改める。

第十四条及び第十五条　削除

第十七条中「第十一条第一項」、「並びに第十五条第一項」、「児童福祉法」及び「及び母子保健法」を削る。

別表中「第十一条―」を「第十二条、第十三条」に改め、同表第一号中「児童福祉法第二十条第五項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務」を「削除」に改め、同表第五号中「調理師法第三条第一項第一号の調理師養成施設の指定に関する事務」を「削除」に改め、同表第六号中「母子保健法第二十条第五項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務」を「削除」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

附則第六項中「教育委員会」の下に「（当該学校が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の設置するものである場合にあっては、当該指定都市の教育委員会）」を加える。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

司法試験法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第五十二号

司法試験法の一部を改正する法律

司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号を次のように改める。

一　憲法
二　民法
三　刑法

第三条第二項第一号中「公法系科目」の下に「（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）」を加え、同項第二号中「民事系科目」の下に「（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）」を加え、同項第三号中「刑事系科目」の下に「（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）」を加える。

第四条第一項中「、三回の範囲内で」を削り、同条第二項中「期間をいう。以下この項において同じ」を「期間をいう」に改め、後段を削る。

附　則

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

法務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

道路法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第五十三号

道路法等の一部を改正する法律

（道路法の一部改正）

第一条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百七条」を「第百九条」に改める。

第三十三条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

第三十九条の次に次の六条を加える。

（入札対象施設等の入札占用指針）

第三十九条の二　道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設（以下「入札対象施設等」という。）について、道路の占用及び入札の実施に関する指針（以下「入札占用指針」という。）を定めることができる。

2　入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　入札占用指針の対象とする入札対象施設等の種類
二　当該入札対象施設等のための道路の占用の場所
三　当該入札対象施設等のための道路の占用の開始の時期
四　道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い必要となるもの
五　第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間
六　占用料の額の最低額
七　前各号に掲げるもののほか、入札の実施に関する事項その他必要な事項